

第1章

計画策定にあたって



1 地域福祉とは

「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、困りごとを抱えた特定の人に対する個別支援という制度としての「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなっています。しかしながら、社会福祉の営みは、ウェルビーイング（Well-being）という社会制度を越えた孤独・孤立対策など、市民活動の取り組みも重要になっています。

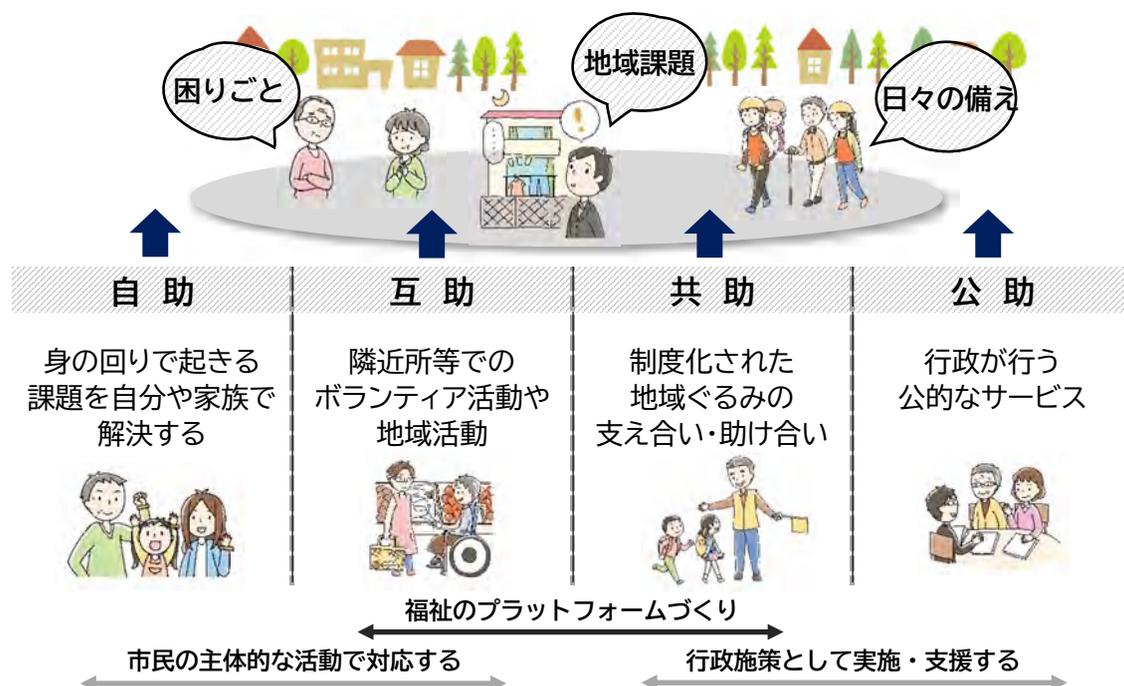
「地域福祉」とは、人権尊重を基本に、一人の不幸も生み出さない、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべての人が主役となって進めていく地域共生社会を創造する取り組みのことをいいます。

**市民一人ひとりが安心して自分らしい
生活を送ることができる地域をみんなで作る**



地域福祉を推進するためには、市民・関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる関係を築くことが必要であり、自助・互助・共助・公助の考え方が重要となります。

特に、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中で、地域の課題や困りごとに対し、行政が積極的に、地域における市民同士の支え合いや助け合いを支援しながら、福祉コミュニティづくりを進めていく必要があります。さらに、自助・互助・共助・公助が相互に連携し、補い合いながら、包括的、持続的な協働のプラットフォームをつくることが目標となります。



鳥羽市が考える地域福祉

「**⑤**だんの**④**らしが**①**あわせになること」(ふくし)

私たちの鳥羽市は、海に面した有人離島4島を持つ地域。

山もあり、農業も営む町でもあります。

山どこと海どこの違い、産業の違いなどそれぞれ違った良い点と課題があります。

市民であっても住む場所の違いや家族構成など、それぞれの生活の中で、喜びや悩み、課題も違います。その中で誰もが認め合い、安心して自分らしい暮らしができる地域づくりが大切です。

近年では、外国人住民の数も増えており、この地を愛する思いは、生まれた場所に関係なく同じです。

多様な地域特性がある鳥羽市で、様々な立場の人が互いを認め合い、学びあうことで人と人がつながり、地域もつながることは鳥羽市の未来には必要なことです。

自分の家族、組の集まり、町内会・自治会(46町内会・自治会)、学校区、市全体、鳥羽市に住む市民はそれぞれのつながりを持っています。

鳥羽市、鳥羽市社会福祉協議会では、私たちのまちを考えるため、「まちのカルテ」(現在のまちの状況を自分達でまとめた記録)、「まちトーク」(地域福祉課題解決のための話し合い)を開催しています。

相手を知ろうとする気持ち、相手を理解するために学ぶこと、様々な人・機関とつながっていくこと、これこそが福祉力です。

鳥羽市が考える地域福祉は、みんなで地域福祉の理想を描き、理想を実現するためにみんなで取り組める、そんなまちをめざしています。

みんなで鳥羽市から福祉を発信していきましょう！



2 計画策定の趣旨

(1) 社会的な背景

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激変する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化の進展は留まることなく進んでいます。

また、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。合わせて、生きづらさから罪を犯した人等を地域社会で孤立させないための取組も必要となっており、誰もが安心して地域生活を送るため、再犯者の減少に向けた取組も必要となっています。

(2) これまでの取組

鳥羽市（以下 本市という）では、令和元年に策定された「第3次鳥羽市地域福祉計画（令和元年度～令和6年度）」と「第3期鳥羽市地域福祉活動計画（令和元年度～令和6年度）」を、地域福祉の両輪を担う計画として、行政と社会福祉協議会をはじめとする各種団体・機関が連携して推進してきました。

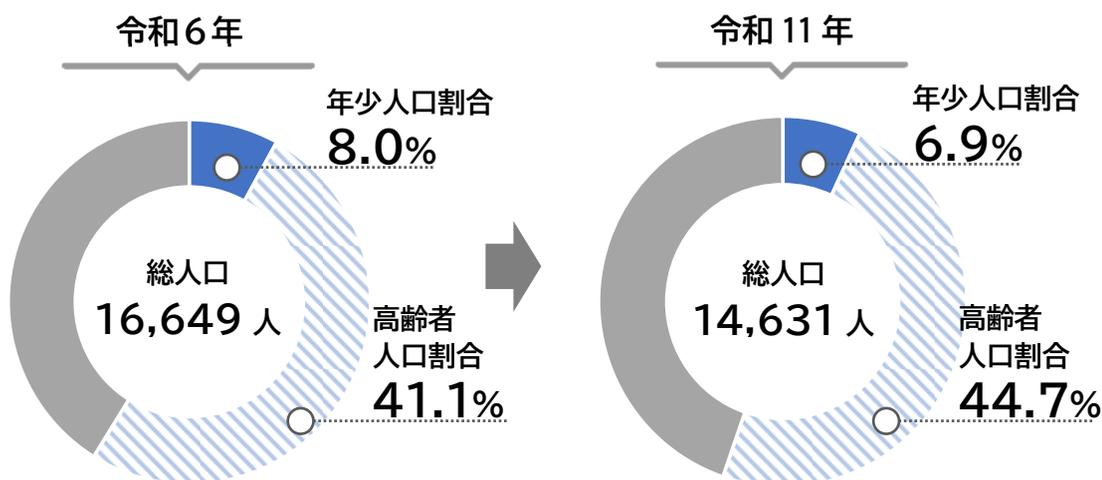
本市の主な取り組み※一部抜粋

- 重点プロジェクトを設定し、保健福祉センターひだまりの相談機関を中心とした多機関の包括的支援体制を構築するため、「地域共生ケース会議」や「地域共生担当者会議」を設置・開催
- 企業や事業所、地域の人材と連携した福祉教育プログラム「フクシル」の周知により、児童・生徒への福祉教育が活発化
- 参加支援・ひきこもりサポート事業により専門職を配置。実態把握のほか、さんぽみちカフェ、Eルームなどの居場所づくり、サポーター養成等を実施
- オンライン診療の定着や医療Maas実証事業、ICT技術を活用した見守り支援の開始など、デジタルを活用

(3) 本市の現状

本市の現状をみると、全国的な傾向と同様に、人口減少は続いており、令和6年で16,649人と計画期間内で1,622人の減少となっています。高齢化率は41.1%となっており、今後の人口予測を踏まえると、少子高齢化が進行すると予測されます。今後は、少子高齢化を起因とした地域福祉の課題を踏まえた計画が求められています。

■人口3区分割合の現在と今後



■世帯数の変化



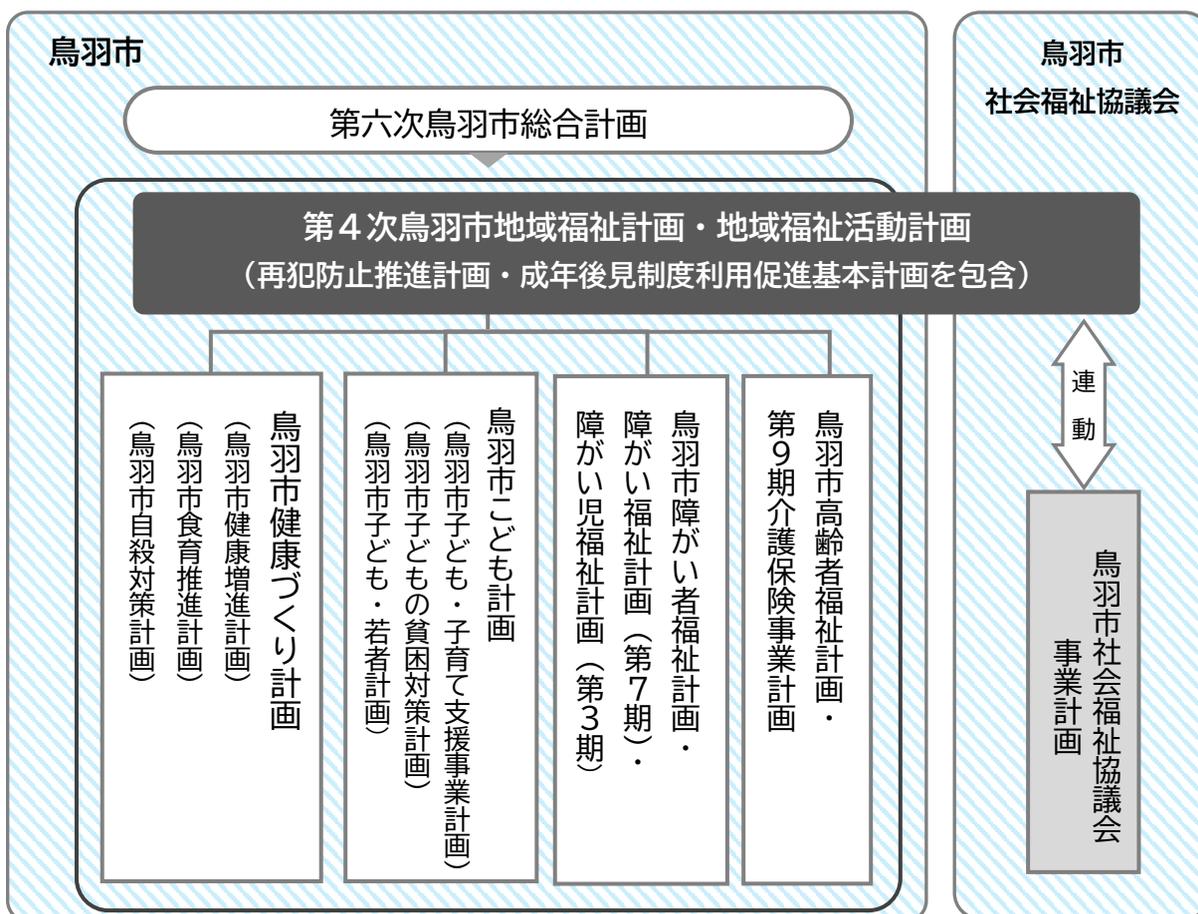
地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

- 第3次鳥羽市地域福祉計画、第3期鳥羽市地域福祉活動計画が令和6年度で終了することに伴い、新たな計画を策定しました。
- 法・制度の動向及び本市を取り巻く現状と取り組み状況を踏まえて、複雑・複合化する課題に対応すべく、地域福祉計画、地域福祉活動計画を一体的な計画としました。
- 中長期的な計画である本計画の性質を踏まえ、計画推進の結果として生じる成果を意識し、描いた理想を実現するための計画とします。
- 行政と社会福祉協議会をはじめとする各種団体・機関がより一層地域福祉を推進するため、計画で描く目指す福祉のまちづくりを共有し、実現に向けた計画推進を実践していきます。

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」と社会福祉法第 109 条に基づき、設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体化した計画であり、「鳥羽市総合計画」を上位計画とするとともに、子どもや高齢者や障がい者等の各福祉計画の上位計画に位置づけています。



※令和 7 (2025) 年度時点の計画期間で掲載しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2025) 年度までの 5 年間とします。なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
鳥羽市地域福祉計画	第3次計画					本計画				
鳥羽市地域福祉活動計画	第3期計画									